

第3節 既に措置した事項

1 内閣府における最近の対応

- 「通学路等における子供の安全確保について（依頼）」の通知を発出（平成 17 年 12 月 13 日）

（社）青少年育成国民会議、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市区町村民会議に対し、関係機関と連携して各地域における地域防犯への取組に協力するよう、また、関係する青少年団体にも参加を呼びかけるよう依頼。

2 警察庁における最近の対応

- 「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」の発出（平成 17 年 12 月 6 日）（文部科学省と連携した通達）

通学路等における子どもの安全を確保するため、都道府県警察に対し、これまでの対策を一層強化するとともに、声かけ事案等不審者情報の迅速かつ正確な把握と情報の共有化、学校、PTA、防犯ボランティア団体、地域住民等との連携の強化、子どもに対する被害防止教育の強力な推進等について指示。

- 通達のホームページ掲載（平成 17 年 12 月 14 日）

「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を、警察庁のホームページに掲載することによって当施策を幅広く周知。

- 「厚生労働省が所管する放課後児童クラブにおける安全対策について」の発出（平成 17 年 12 月 19 日）

都道府県警察に対し、都道府県及び市区町村の民政主管部、放課後児童クラブと連携した放課後児童クラブにおける児童の安全確保について指示。

3 文部科学省における最近の対応

- 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について（依頼）」の通知を発出（平成 17 年 11 月 25 日）

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について、通学路の要注意箇所の把握、通学安全マップの作成、交番や「子ども 110 番の家」の場所の周知、万一の場合の対処法の指導など、必要な事項について点検を実施する等、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携が必要と提言。

- 「登下校時における幼児児童生徒の安全管理について」の通知を発出（平成 17 年 12 月 6 日）（警察庁と連携した通知）

i 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

ii 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

iii 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

iv不審者等に関する情報の共有
v警察との連携
などについて具体的に提言。

- 平成17年度第2回都道府県・指定都市教育委員会教育長会議（平成17年12月6日）において、文部科学大臣から子どもたちの安全確保について、万全を期すよう要請
- （社）日本PTA協議会に対して協力を要請（平成17年12月9日）
幼児児童生徒の安全確保のために（社）日本PTA協議会に協力を要請。
- 関連通知等について、文部科学省ホームページに掲載（平成17年12月9日）
「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」等の通知について、文部科学省のホームページに掲載することによって幅広く周知。

4 厚生労働省における最近の対応

- 放課後児童クラブでの安全確保に対する取組をより一層強化するよう協力を依頼（平成17年12月5日）
- 冬休み前の注意喚起として児童館・放課後児童クラブの安全確保に関して再度通知（平成17年12月14日）
- 母親クラブ等による地域のパトロール活動等について更なる尽力を依頼（平成17年12月5日）
- 老人クラブにおける地域の見守り活動を通じた児童の安全確保に向けた取組の推進について協力を依頼（平成17年12月8日）
- シルバー人材センターにおける登下校時の送迎、パトロール等を通じた児童の安全確保に向けた取組の推進について協力を依頼（平成17年12月13日）
- 児童の安全確保の推進のため、地域において送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの周知を依頼（平成17年12月8日）

第二章 犯罪から子どもを守るための総合対策

第1節 重点的に推進する事項

1 学校における対策

(1) 学校の安全対策の充実

○ 危機管理マニュアルの活用

平成14年4月に学校等に配布した危機管理マニュアルにおいて、日頃から地域と連携し、子どもの安全を守る体制づくりに努める項目として、①「子ども110番の家」の所在地や表示、役割などを確認させる、②安全マップづくりなどを通して地域での安全確保の重要性を認識させる、③犯罪被害にあわないための行動の仕方に加え、犯罪被害が発生した場合や恐れがある場合の行動の仕方について指導する、などの留意点を指摘するとともに、④地域安全マップの作成について具体的に解説がなされているところであり、その活用と周知徹底を図る。

○ 学校の安全管理の取組状況に関する実態の把握と結果の周知

学校の安全管理の取組について、学校や地域の状況等を踏まえ、「危機管理マニュアル」の作成や、防犯訓練等の実施、防犯ブザーの配布、防犯カメラ等の防犯監視システムの整備、さすまた等の安全を守るための器具の配備等が進められているところであるが、その一層の推進を図るため、これらの状況等について、実態調査を行うとともに、その結果を広く公表する。

(2) 防犯教育の充実

○ 防犯教育の推進（再掲）

幼児児童生徒に対し危険を予測し、回避する能力を身につけさせるように、実践的な安全教育を進めるため、学校における安全教育の資料として教師用の安全教育の参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育を平成13年11月に作成し、配布を行ってきたところであり、その中でも、①通学路の要注意箇所のマップの作成・周知、②地域の関係機関等の連携、③「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所の周知、④登下校時の緊急の際の対処法の指導など、通学路による登下校の徹底や通学路の要注意箇所の把握について言及しているところであり、教員研修、研究協議会等においてその活用と周知徹底を図る。

(3) 学校施設の安全

○ 学校施設の整備指針の整備

これまで、学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議において、学校施設において考慮すべき防犯対策に係る基本的な考え方や、設置者が具体的な防犯対策を計画・設計する際の留意点、今後の推進方策等、学校施設の防犯対策の在り方を総合的に提言（平成14年11月）し、「学校施設整備指針」の防犯対策関係規定を改訂（平成15年8

月、平成16年1月)するとともに、「学校施設整備指針」の防犯対策関係規定を分かりやすく解説した手引き書を作成してきた(平成16年9月)ところであり、地方公共団体等に対しその活用と周知徹底を図る。

○ 学校施設の整備に係る経費の補助

公立学校の安全対策を充実するため、公立学校における門、フェンス等の設置・改修に要する経費等安全確保に関し必要な一定規模以上の工事費に対して補助等を引き続き推進する。また、私立学校における安全管理対策のための施設整備事業費の補助を引き続き推進する。さらに、国立大学附属学校についても、校門等への監視カメラ等の防犯装置の設置等を行うとともに、「国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会報告」をまとめ、各国立大学及び附属学校等に配布してきており、施設整備の一環として行う安全確保に関する経費の補助を引き続き推進する。

○ 学校施設の防犯対策

学校施設の特色ある防犯対策に係る取組事例を作成し、平成18年1月を目途に地方公共団体等に紹介する。また、学校施設の防犯対策の点検・改善を実効的に実施するためのマニュアルの作成に関する取組事例を作成し、平成18年4月を目途に地方公共団体等に紹介する。

2 地域における対策

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備

○ 子ども緊急通報装置等の整備(再掲)

通学路、児童公園等に設置され、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備え、緊急時に警察への通報ができる街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)や子ども緊急通報装置の整備を促進する。子ども緊急通報装置については、平成14年度に「子どもを守る緊急支援対策事業」として47地区に329基、16年度には補助事業として6地区39基整備しており、現在までに運用を開始している。

○ 防犯まちづくりの推進(再掲)

地域の防犯性の向上を図るため、公共施設等の整備・管理に当たり、見通しの良い植栽・柵の設置、夜間の暗がり解消に資する照明施設の整備、及び危険が予想される場所での防犯カメラの設置等について、市街地整備の一環として促進し、地域特性に応じた防犯まちづくりを進める。

○ 農山漁村において照明施設の整備等防犯に配慮したむらづくりを推進

地域住民の安全性の向上を図るため、農山漁村における集落道等において、付帯施設として照明施設、防護柵等の設置を推進する。

○ 少子高齢化等に対応した商業施設整備

少子高齢化、環境保全、防犯・防災等に対応するため、商業基盤施設等の個別事業のみならず、安全・安心なまちづくりを目指した街路灯の設置、防犯カメラ付きアーケー

ドの整備など、地域における商店街の果たすべき社会的・公共的役割等の向上を促進する。

(2) 子どもを守るための諸活動の充実

○ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進(再掲)

学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア(スクールガード)養成・研修のため、最新の情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など実践的な事例等を学ぶことができる「スクールガード養成講習会」を推進するとともに、各学校を巡回し、学校安全ボランティア(スクールガード)の指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガード・リーダーの巡回指導等を推進し、全国展開を図る。

また、地域社会全体で子どもたちの安全について取り組むモデル地域を指定し、その取組を支援する。

○ 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援(再掲)

・公民館等の活動拠点を中心としたボランティアによる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業を拡充することとし、実施地区を追加指定するとともに、通学路警戒活動に役立つ物品を追加して無償貸与する。

・自主防災組織等の地域の各種コミュニティが中心となり、関係団体等と連携を図り、地域の公民館等を防災・防犯活動の拠点(地域安心安全ステーション)とし、地域住民による防災・防犯パトロールや防災訓練などを行うことにより地域の安心安全を確保するための地域安心安全ステーション整備モデル事業を、消防庁と警察庁が連携して行う。

○ 「子ども110番の家」に対する支援(再掲)

通学路等において、子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行う「子ども110番の家」の活動について、保護の要領や警察への通報等に関するマニュアルの作成・配布、講習会の実施等に努める。

○ 学校警察連絡協議会等の活用促進(再掲)

警察と学校等の間において、児童等の安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的な事案の対応についての協議を行う学校警察連絡協議会(平成17年3月現在2,703組織)等の活用の促進を図る。

○ スクールサポーター制度の活用(再掲)

少年の非行防止・立直り支援や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等を行うスクールサポーター(非常勤職員)として、退職警察官その他専門知識を有する人材を警察署へ配置する制度の導入を促進する。平成17年4月現在、9都府県警察において予算措置している。

○ 地域における防犯意識を高めるための教育・啓発活動の推進

平成17年6月の「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(犯罪対策閣僚会議決定)における指摘を踏まえ、広く地域の安全・安心な環境づくりを図り、子どもの安全確保

にも寄与することとなる防犯教育・啓発活動、防犯ボランティア活動を、文部科学省と警察庁が連携しつつ、積極的に推進するため、平成17年9月にその趣旨を通知したところであり、警察庁と連携の上、①公民館、生涯学習推進センター等における防犯教育・啓発活動、防犯教室・訓練、防犯活動を積極的に推進するとともに、②「地域ボランティア活動推進事業」の活用などによる、防犯ボランティア活動実施の際の、講師派遣や各種指導・助言にかかる体制整備を図り、地域住民の防犯ボランティア活動への参加を促進する。

○ 安全で安心な子どもの活動拠点（居場所）の確保

学校の校庭や余裕教室等に安全・安心して活動できる子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する「地域子ども教室推進事業」を展開し、安全・安心な事業の実施に当たり、基本的な留意点等をまとめた「安全管理マニュアル」を平成16年5月に策定したところであり、その周知徹底を図るとともに、子どもたちの下校時間までの待機についても考慮した対応を図る。

○ 子どもたちの下校時間までの待機スペースの設置

下校時間の早い小学校低学年の子どもたちを、高学年の子どもたちと一緒に集団下校させるなど、子どもたちを一人で下校させないために、地域住民が低学年の子どもたちを見守りつつ、様々な交流活動を行う安全・安心な活動場所（子ども待機スペース）を学校の余裕教室等に設置する。

○ 地域で子どもを見守る全国ネットワークシステムの構築

全国各地で実施されている「子どもを見守る」活動について、取組状況や実施方法、効果等について情報を一元的に集約し、都道府県別や方策別に、インターネットを活用して検索・閲覧ができる全国ネットワークシステムを構築することにより、このような取組のない地域へノウハウを提供するとともに、地域における取組の一層の支援を図る。

○ 児童館・放課後児童クラブにおける子どもの安全確保

子どもが安全・安心して過ごせる児童館や放課後児童クラブの設置の促進を図る。また、児童の来所・帰宅における安全確保のため、市町村や児童館・放課後児童クラブでの必要な点検項目を示したチェックリストを発出（平成17年12月14日）したところであり、その周知の徹底に努める。

○ 学習塾における児童生徒の安全の確保

（社）全国学習塾協会に対し平成17年12月12日付けで指導文書を発出し、①安全を重視した学習環境の整備、②教職員の資質の向上、③通塾時における安全の確保などについて、詳細なガイドラインを策定し、会員に対する指導を行う等、学習塾における児童生徒の安全を確保するための万全の方策を早急に講じるよう指導したところであり、引き続き指導の徹底に努める。

○ コンビニエンスストアのセーフティステーション化

コンビニエンスストアに対し、「子ども 110 番の家」の指定、警察官や防犯ボランティアの継続的な立寄り、地域安全情報の提供等について協力。

また、(社)日本フランチャイズチェーン協会が実施する「コンビニエンスストア・セーフティステーション活動(子どもの駆け込みへの対応、緊急通報の支援等)」の全国展開(平成17年10月から)を積極的に支援する。

○ 家庭教育における防犯教育の充実

平成11年から、乳幼児や小中学生を持つ全国の親に対し、家庭教育手帳を作成・配布しているところであり、平成16年より内容の改善・充実に図り、その中で「危険を知ることが、身を守ることに繋がる」「子どもに危険や事故の防止、対処の仕方について教える」といった記述を盛り込み、子どもを守るための各家庭での意識の啓発を促進しているところであり、引き続き意識の啓発に努める。また、平成17年12月9日、幼児児童生徒の安全確保のために(社)日本PTA協議会に協力を要請したところであり、学校とPTAの連携の強化等に努める。

○ 青少年の健全育成環境の整備

青少年を取り巻く環境の整備という課題に、国、地方公共団体、関係業界団体及び国民が一体となって取り組むため、平成16年4月に、国が取り組む事項、国から地方公共団体に要請する事項及び国から関係業界団体等へ要請する事項について取りまとめた「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」を策定したところであり、引き続き青少年の健全な育成に配慮した環境整備に関する施策の推進を図る。

○ インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置等の検討

平成17年8月から、インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について研究会を開催し、検討を行っている。平成18年7月を目途にとりまとめを行うとともに、必要に応じて中間的なとりまとめを行う。

○ インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインの策定

総務省及び警察庁の支援のもと、電気通信関連団体において、警察からプロバイダ等に対してインターネット上の自殺予告者に関する発信者情報の開示を求める手続及びこれを受けたプロバイダ等において情報開示を行う際の判断基準等を整理したガイドラインを平成17年10月に策定し、運用している。

○ 女性・子どもを守る施策実施要綱に基づく対策の推進

警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」(平成11年12月16日)に基づき、子どもが被害者となる犯罪その他の事案につき、ボランティア、自治体等との連携による子どもを守る施策の推進や児童虐待に対する取組みの強化及び被害少年の保護等の被害に遭った子どもへの支援等を行う。

(3) 情報通信技術の活用

○ 地域安心安全情報ネットワークの構築

地域住民、地方公共団体等が地域の安心安全情報を電子掲示板、電子地図、電子メール等により提供・発信し、共有する“地域安心安全情報共有システム”を希望する地方公共団体は無償で配布し、地域の安心安全の確立への取組を支援する。

○ モバイルフィルタリング技術の研究開発

子どもを有害サイト等から保護することを目的として、現在パソコン向けに実現・普及しているフィルタリング機能をモバイル（携帯電話等）向けにも実現するための研究開発を進め、平成18年3月までに最終成果を取りまとめる。

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化

○ 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等（再掲）

子どもが被害者となる犯罪を迅速に検挙するとともに、子どもに対する声かけ事案等、略取誘拐や性犯罪等の重大犯罪の前兆事案とみられるものについては、行為者に対する指導警告等を行う。

○ 地方警察官の増員

深刻な治安情勢に的確に対応し、危機的状況にある治安を回復するため、平成17年度からの3か年約1万人増員計画の確実な達成を図る。

○ いわゆる出会い系サイトに係る児童の性犯罪被害等の防止

いわゆる出会い系サイトに係る児童の性犯罪被害等を防止するため、出会い系サイトを利用した児童への性的誘引等への取締りを強化するとともに、児童の出会い系サイト利用を防止するため、出会い系サイト事業者に対する指導の強化等を図る。

○ インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット上の違法・有害情報による子どもへの悪影響を抑止するため、サイバーパトロールを的確に実施し、インターネット上の違法情報の取締りを強化する。また、インターネット上の違法・有害情報に関する国民への窓口機能の強化を図るため、違法・有害情報を通報する専門窓口を設置するための検討を引き続き行う。

○ 外国人の入国管理の適正化

テロリスト、犯罪者あるいは不法滞在を目的とする外国人の流入を水際で確実に阻止するため、引き続き厳格な入国審査を実施するとともに、関係機関とも連携してバイオメトリクスを活用した出入国審査体制の整備を進め、偽変造文書対策を推進する。

(2) 再犯防止等

○ 再犯防止対策（再掲）

受刑者及び保護観察中の者を対象とする「性犯罪者処遇プログラム」を平成17年度中に策定し、速やかに実施に移すとともに、再犯防止の観点から、仮釈放審理の充実や保護観察の充実強化を図る。

○ 出所情報の共有（再掲）

子どもを対象とする暴力的性犯罪の受刑者については平成17年6月から、法務省と警察庁との間で出所情報を共有し、警察において出所者による再犯防止に向けた措置等を取るようにしたところであるが、引き続きこれを推進し、その効果を検証するとともに、性犯罪を抑止するための方策について、関係省庁が連携して検討する。

○ 電気通信サービスの不適正利用に関する調査研究

インターネット上の違法・有害情報、匿名性の高い携帯電話を利用した犯罪、フェーミング等の新たな手口の横行等、電気通信サービスの不適正利用に関する実態調査・分析を行う。

第2節 既に措置した事項

1 経済産業省における最近の対応

○（社）全国学習塾協会に対し指導文書を発出（平成17年12月12日）

①安全を重視した学習環境の整備、②教職員の資質の向上、③通塾時における安全の確保などについて、詳細なガイドラインを策定し、会員に対する指導を行う等、学習塾における児童生徒の安全を確保するための万全の方策を早急に講じるよう指導文書を発出。

(備考)

この「犯罪から子どもを守るための対策」については、今後の犯罪情勢や関係機関における取組の状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。